

機械器具 1 放射線障害防護用器具

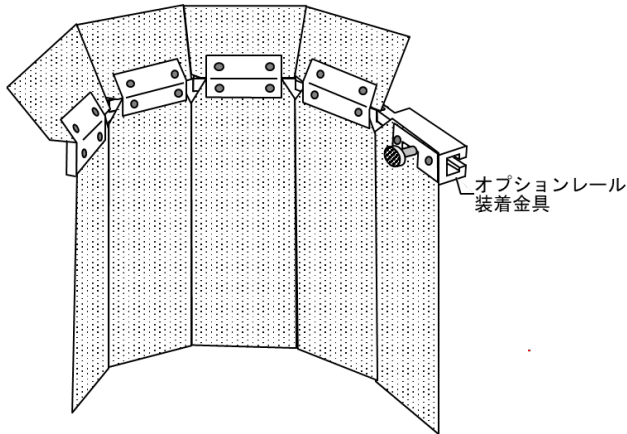
一般医療機器 放射線防護用固定式バリア JMDNコード：38374000

多関節防護カーテン

[形状・構造及び原理等]

X線防護材料を保護材で覆い、機器に装着できるように加工をされた関節部分を有した金具に固定した構造となっている。

<形状>



<構造>

構造は下記表1、表2に記載した通りである。

表1

種類	型式	サイズ
多関節仕様	UP	任意

本製品に該当する製品の製品名、型式、製造番号、鉛当量、サイズ等については、製品及び包装表示ラベルに記載されているので確認すること。

<防護材の組成>

塩化ビニル樹脂に鉛を混和したもの。

<保護材の組成>

ポリウレタン樹脂又は塩化ビニル樹脂。

<ポリ塩化ビニルの可塑剤>

フタル酸ジアルキル。フタル酸ジ-2-エチルヘキシル。

<性能>

JIS Z4501で規定されるX線管電圧100kVでの試験において、「表2」に記載された値以上の鉛当量を有する。

表2

単位:mmPb	
型式	全面
UP	0.25, 0.35, 0.5

[使用目的、効能又は効果]

<使用目的>

一次放射線源又は散乱放射線源からの放射線放出を遮断又は減衰させることを目的とした構造的バリアを形成する永久的に据え付ける器具をいう。通常、診断用又は治療用放射線放出機器などから放出される放射線による不必要な被曝から患者を保護するために用いる。放射性物質の投与又は放射線源の設置を必要とする診断又は治療を受けている患者を保護するために用いる場合もある。本品は床、壁、天井又は医療機器に永久的に取り付けるか、可動域の制限された関節構造体に取り付けることができる。

<効果>

JIS Z4501「X線防護用品類の鉛当量試験方法」で規定されているX線管電圧100kVでの試験において表示の鉛当量以上の遮蔽効果を有する。

[使用方法等]

- X線防護材料に損傷、またはその恐れのある場合は使用しないこと。
- 折り曲げ等が繰り返されると、X線防護材料の遮へい効果を損ずる原因となるので注意すること。
- 外観に傷、変形等が見付かったとき、もしくは取付金具に異常が見付かったときは使用しないこと。
- 設置する側の機器に影響がないことを確認し、取り付けすること。
- 廃棄する場合は、必ず地方自治体の条例・規則に従い、許可を得た産業廃棄物処理業者に廃棄を依頼すること。
- 消毒は、消毒用アルコールで清拭すること。ガス滅菌、蒸気滅菌、煮沸、クレゾール等は、変質や早期劣化のおそれがあり、使用しないこと。

[保管方法及び有効期間等]

<保管方法>

直射日光が当たる場所や暖房器具等高温環境下での保管はしないこと。

<有効期間>

X線防護材料に損傷をきたすまで。

[保守・点検に係る事項]

<使用者による保守点検事項(日常点検)>

- ①日常の始業、終業時に目視、触覚等により点検を必ず行うこと。
X線防護材に損傷が発生しているおそれがあると判断した場合は、使用中止してX線透視又は透過写真撮影により検査を行うこと。
- ②半年に1回以上のX線透視又は透過写真撮影による検査を行うこと。

[製造販売業者及び製造業者の氏名又は名称等]

■製造販売業者 株式会社 保科製作所
住所 〒113-0033 東京都文京区本郷2-16-13
電話番号 03-3814-8765

■製造業者 株式会社 保科製作所
住所 〒300-1216 茨城県牛久市神谷6-38-14
電話番号 029-874-3382